

掲載頁	誤	正	コメント																																																								
第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 補足資料-1 P2-1-(14)	<p><主作業船及び付属作業船> (別表A欄に示す船種)</p> <p>1) 積算基準に明示されている規格等範囲の最小から最大の外にある場合</p> <p>a 基礎価格 原則として見積価格を採用する。ただしこの場合、記載の規格呼称、諸元における基礎価格と比較して、<u>適当な額と判断できるもの。</u></p> <p>b 諸数値 損料算定表の同じ種類、分類のものを準用する。</p> <p>(別表B欄に示す船種)</p> <p>1) 損料算定表の種類・分類が同じであって、かつ規格呼称・諸元が最小規格から最大規格の間にある場合 損料算定表に規格が明示してある規格にみなすものとし、適用範囲は次のとおりとする。 最小規格の適用範囲は、最小規格から、直近上位規格との中間値以下まで 中間規格の適用範囲は、直近下位規格との中間値を超え、直近上位規格の中間値以下まで 最大規格の適用範囲は、直近下位規格との中間値を超え、最大規格まで</p> <p>(適用例) 自航起重機船 [旋回・ディーゼル式]</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">適用範囲</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">最小規格</td> <td style="vertical-align: middle;">50t吊 D</td> <td style="vertical-align: middle;">50t吊 D以上、</td> <td style="vertical-align: middle;">60t吊D以下まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">70t吊 D</td> <td style="vertical-align: middle;">80t吊 Dを超え、</td> <td style="vertical-align: middle;">85t吊D以下まで</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">中間規格</td> <td style="vertical-align: middle;">100t吊 D</td> <td style="vertical-align: middle;">85t吊 Dを超え、</td> <td style="vertical-align: middle;">110t吊D以下まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">120t吊 D</td> <td style="vertical-align: middle;">110t吊 Dを超え、</td> <td style="vertical-align: middle;">135t吊D以下まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">150t吊 D</td> <td style="vertical-align: middle;">135t吊 Dを超え、</td> <td style="vertical-align: middle;">175t吊D以下まで</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">最大規格</td> <td style="vertical-align: middle;">200t吊 D</td> <td style="vertical-align: middle;">175t吊 Dを超え、</td> <td style="vertical-align: middle;">200t吊D以下まで</td> </tr> </table> <p>2) 損料算定表の種類、分類が同じであって、かつ、規格呼称、諸元が最小規格から最大規格の外にある場合。</p> <p>a 基礎価格 原則として見積価格を採用する。ただしこの場合、記載の規格呼称、諸元における基礎価格と比較して、<u>適当な額と判断できるもの。</u></p> <p>b 諸数値 損料算定表の同じ種類、分類のものを準用する。</p> <p>(別表C欄に示す船種)</p> <p>1) 損料算定表の種類・分類が同じであって、かつ規格呼称・諸元が最小規格から最大規格の間にある場合</p> <p>a 基礎価格 規格呼称、諸元の直近上下の基礎価格を比例按分して算定する。</p> <p>b 諸数値 (耐用年数、運転時間、運転日数、供用日数、維持修理費率、年間管理費率をいう。以下同じ) 損料算定表の同じ種類、分類のものを準用する。</p> <p>2) 損料算定表の種類、分類が同じであって、かつ、規格呼称、諸元が最小規格から最大規格の外にある場合。</p> <p>a 基礎価格 原則として見積価格を採用する。ただしこの場合、記載の規格呼称、諸元における基礎価格と比較して、<u>適当な額と判断できるもの。</u></p> <p>b 諸数値 損料算定表の同じ種類、分類のものを準用する。</p>			適用範囲		最小規格	50t吊 D	50t吊 D以上、	60t吊D以下まで		70t吊 D	80t吊 Dを超え、	85t吊D以下まで	中間規格	100t吊 D	85t吊 Dを超え、	110t吊D以下まで		120t吊 D	110t吊 Dを超え、	135t吊D以下まで		150t吊 D	135t吊 Dを超え、	175t吊D以下まで	最大規格	200t吊 D	175t吊 Dを超え、	200t吊D以下まで	<p><主作業船及び付属作業船> (別表A欄に示す船種)</p> <p>1) 積算基準に明示されている規格等範囲の最小から最大の外にある場合</p> <p>a 基礎価格 原則として見積価格を採用する。ただしこの場合、記載の規格呼称、諸元における基礎価格と比較して、<u>適当な額と判断できるもの。なお、基礎価格は有効桁3桁(4桁目四捨五入)とする。</u></p> <p>b 諸数値 損料算定表の同じ種類、分類のものを準用する。</p> <p>(別表B欄に示す船種)</p> <p>1) 損料算定表の種類・分類が同じであって、かつ規格呼称・諸元が最小規格から最大規格の間にある場合 損料算定表に規格が明示してある規格にみなすものとし、適用範囲は次のとおりとする。 最小規格の適用範囲は、最小規格から、直近上位規格との中間値以下まで 中間規格の適用範囲は、直近下位規格との中間値を超え、直近上位規格の中間値以下まで 最大規格の適用範囲は、直近下位規格との中間値を超え、最大規格まで</p> <p>(適用例) 自航起重機船 [旋回・ディーゼル式]</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">適用範囲</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">最小規格</td> <td style="vertical-align: middle;">50t吊 D</td> <td style="vertical-align: middle;">50t吊 D以上、</td> <td style="vertical-align: middle;">60t吊D以下まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">70t吊 D</td> <td style="vertical-align: middle;">80t吊 Dを超え、</td> <td style="vertical-align: middle;">85t吊D以下まで</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">中間規格</td> <td style="vertical-align: middle;">100t吊 D</td> <td style="vertical-align: middle;">85t吊 Dを超え、</td> <td style="vertical-align: middle;">110t吊D以下まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">120t吊 D</td> <td style="vertical-align: middle;">110t吊 Dを超え、</td> <td style="vertical-align: middle;">135t吊D以下まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">150t吊 D</td> <td style="vertical-align: middle;">135t吊 Dを超え、</td> <td style="vertical-align: middle;">175t吊D以下まで</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">最大規格</td> <td style="vertical-align: middle;">200t吊 D</td> <td style="vertical-align: middle;">175t吊 Dを超え、</td> <td style="vertical-align: middle;">200t吊D以下まで</td> </tr> </table> <p>2) 損料算定表の種類、分類が同じであって、かつ、規格呼称、諸元が最小規格から最大規格の外にある場合。</p> <p>a 基礎価格 原則として見積価格を採用する。ただしこの場合、記載の規格呼称、諸元における基礎価格と比較して、<u>適当な額と判断できるもの。なお、基礎価格は有効桁3桁(4桁目四捨五入)とする。</u></p> <p>b 諸数値 損料算定表の同じ種類、分類のものを準用する。</p> <p>(別表C欄に示す船種)</p> <p>1) 損料算定表の種類・分類が同じであって、かつ規格呼称・諸元が最小規格から最大規格の間にある場合</p> <p>a 基礎価格 規格呼称、諸元の直近上下の基礎価格を比例按分して算定する。<u>なお、基礎価格は有効桁3桁(4桁目四捨五入)とする。</u></p> <p>b 諸数値 (耐用年数、運転時間、運転日数、供用日数、維持修理費率、年間管理費率をいう。以下同じ) 損料算定表の同じ種類、分類のものを準用する。</p> <p>2) 損料算定表の種類、分類が同じであって、かつ、規格呼称、諸元が最小規格から最大規格の外にある場合。</p> <p>a 基礎価格 原則として見積価格を採用する。ただしこの場合、記載の規格呼称、諸元における基礎価格と比較して、<u>適当な額と判断できるもの。なお、基礎価格は有効桁3桁(4桁目四捨五入)とする。</u></p> <p>b 諸数値 損料算定表の同じ種類、分類のものを準用する。</p>			適用範囲		最小規格	50t吊 D	50t吊 D以上、	60t吊D以下まで		70t吊 D	80t吊 Dを超え、	85t吊D以下まで	中間規格	100t吊 D	85t吊 Dを超え、	110t吊D以下まで		120t吊 D	110t吊 Dを超え、	135t吊D以下まで		150t吊 D	135t吊 Dを超え、	175t吊D以下まで	最大規格	200t吊 D	175t吊 Dを超え、	200t吊D以下まで	<p>基礎価格の概要について追記</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
		適用範囲																																																									
最小規格	50t吊 D	50t吊 D以上、	60t吊D以下まで																																																								
	70t吊 D	80t吊 Dを超え、	85t吊D以下まで																																																								
中間規格	100t吊 D	85t吊 Dを超え、	110t吊D以下まで																																																								
	120t吊 D	110t吊 Dを超え、	135t吊D以下まで																																																								
	150t吊 D	135t吊 Dを超え、	175t吊D以下まで																																																								
最大規格	200t吊 D	175t吊 Dを超え、	200t吊D以下まで																																																								
		適用範囲																																																									
最小規格	50t吊 D	50t吊 D以上、	60t吊D以下まで																																																								
	70t吊 D	80t吊 Dを超え、	85t吊D以下まで																																																								
中間規格	100t吊 D	85t吊 Dを超え、	110t吊D以下まで																																																								
	120t吊 D	110t吊 Dを超え、	135t吊D以下まで																																																								
	150t吊 D	135t吊 Dを超え、	175t吊D以下まで																																																								
最大規格	200t吊 D	175t吊 Dを超え、	200t吊D以下まで																																																								

掲載頁	誤	正	コメント																																								
第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 補足資料-1 P2-1-(14)	<p><作業船用付属品及び港湾工用付属機器></p> <p>1) 損料算定表の種類、分類に該当する機器が無く、用途・規格・仕様等が近似しているもの。</p> <p>a 基礎価格 原則として見積価格を採用する。</p> <p>b 諸数値 損料算定表の種類・分類または用途・規格・仕様等が近似しているものを準用する。</p> <p>2) 損料算定表の種類、分類に該当する機器が無く、用途・規格・仕様等が近似したものが無いもの。</p> <p>a 基礎価格 原則として見積価格を採用する。</p> <p>b 諸数値 (社)日本建設機械化協会発行の「建設機械等損料算定表」を参照し、該当の機器、類似の機器があれば、これを準用する。又は公共的機関で発行している算定表があれば、これを準用する。 なお、これによりがたい場合は、過去の実績等を調査し、これらを基に決定する。</p>	<p><作業船用付属品及び港湾工用付属機器></p> <p>1) 損料算定表の種類、分類に該当する機器が無く、用途・規格・仕様等が近似しているもの。</p> <p>a 基礎価格 原則として見積価格を採用する。<u>なお、基礎価格の決定額は損料算定表に掲載の近似した付属品または付属機器の有効桁数に準じることとする。</u> (例：有効桁数2桁の場合、3桁目四捨五入)</p> <p>b 諸数値 損料算定表の種類・分類または用途・規格・仕様等が近似しているものを準用する。</p> <p>2) 損料算定表の種類、分類に該当する機器が無く、用途・規格・仕様等が近似したものが無いもの。</p> <p>a 基礎価格 原則として見積価格を採用する。<u>なお、基礎価格の決定額は損料算定表に掲載の近似した付属品または付属機器の有効桁数に準じることとする。</u> (例：有効桁数2桁の場合、3桁目四捨五入)</p> <p>b 諸数値 (社)日本建設機械化協会発行の「建設機械等損料算定表」を参照し、該当の機器、類似の機器があれば、これを準用する。又は公共的機関で発行している算定表があれば、これを準用する。 なお、これによりがたい場合は、過去の実績等を調査し、これらを基に決定する。</p>	<p>基礎価格の摘要について追記</p> <p>〃</p>																																								
第5章 間接工事費の 施工歩掛 2節 運搬費 P5-2-8	<p>(2) 分解組立 1式当り</p> <table border="1" data-bbox="356 1176 1454 1438"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形状寸法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラフテレーンクレーン または クローラクレーン</td> <td>(油) t吊</td> <td>#</td> <td></td> <td>標準運転時間 分解・組立用クレーン</td> </tr> <tr> <td>特 殊 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td>労務費、分解・組立用クレーン運転費の%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1.本歩掛は、分解・組立のみを計上する際に適用する。 2.クレーンは、現場条件により大型規格が使用できる。 3.クレーン規格、運転日数、労務歩掛、雑材料率は、別表による。</p>	名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要	ラフテレーンクレーン または クローラクレーン	(油) t吊	#		標準運転時間 分解・組立用クレーン	特 殊 作 業 員		人			雑 材 料		%		労務費、分解・組立用クレーン運転費の%	<p>(2) 分解組立 1式当り</p> <table border="1" data-bbox="1602 1176 2700 1438"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形状寸法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラフテレーンクレーン または クローラクレーン</td> <td>(油) t吊</td> <td>日</td> <td></td> <td>標準運転時間 分解・組立用クレーン</td> </tr> <tr> <td>特 殊 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td>労務費、分解・組立用クレーン運転費の%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1.本歩掛は、分解・組立のみを計上する際に適用する。 2.クレーンは、現場条件により大型規格が使用できる。 3.クレーン規格、運転日数、労務歩掛、雑材料率は、別表による。</p>	名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要	ラフテレーンクレーン または クローラクレーン	(油) t吊	日		標準運転時間 分解・組立用クレーン	特 殊 作 業 員		人			雑 材 料		%		労務費、分解・組立用クレーン運転費の%	<p>* 書籍は修正済み</p>
名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要																																							
ラフテレーンクレーン または クローラクレーン	(油) t吊	#		標準運転時間 分解・組立用クレーン																																							
特 殊 作 業 員		人																																									
雑 材 料		%		労務費、分解・組立用クレーン運転費の%																																							
名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要																																							
ラフテレーンクレーン または クローラクレーン	(油) t吊	日		標準運転時間 分解・組立用クレーン																																							
特 殊 作 業 員		人																																									
雑 材 料		%		労務費、分解・組立用クレーン運転費の%																																							